

【別居している者の扶養認定の基準について】

主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要なため次の基準をすべて満たす必要があります。

認 定 の 基 準		
1	被扶養者の収入の基準を満たしていること	①年収が130万円未満（60歳以上又は障害者は180万円未満）であること ②被保険者の年収の1/2未満であること （例）被保険者の年収が250万円の場合は、125万円未満
2	被保険者からの仕送り基準額を満たしていること	①仕送り額が別居している者の収入より多いこと ②下限基準額（6万円／月）以上であること（標準的な生計費から算出） （例1）被扶養者の年収が78万円の場合は、 <u>6.5万円／月</u> 以上の仕送りが必要 《 78万円 ÷ 12 = 6.5万円 > 6万円 》 （例2）被扶養者の年収が60万円の場合は、 <u>6万円／月</u> 以上の仕送りが必要 《 60万円 ÷ 12 = 5万円 < 6万円 》
3	上記基準の仕送り額の確認ができること	（例）銀行振込の控え又は通帳の写しなど、客観的に確認できるもの
4	≪留意事項≫ 「手渡し」・「毎月の仕送りでない場合」・「仕送り額が明確に分からない場合（被保険者と同じ銀行口座を使用）」等は、被扶養者の認定基準に該当しないこととなりますのでご注意ください。 ※次の事項に該当する場合は、仕送り額の証明を免除する場合がありますので、該当していることが確認できる書類等を提出してください。 子供の進学による場合、里帰り出産・介護による場合、長期入院・病気療養による場合及び介護法人福祉施設等に入居する場合等	

以上